

## 令和7年度 那須塩原市観光局「貸切バスによる団体旅行促進事業助成金」実施要綱

### ■趣旨

#### 第1条

この要綱は、那須塩原市観光局（以下「観光局」という。）が、旅行会社の企画・実施する貸切バスを用いた団体旅行に要する経費の一部を助成することにより、閑散期的那須塩原市内への送客促進及び観光需要の喚起を図ることを目的とする。

### ■定義

#### 第2条

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

1. **旅行会社**：旅行業法に基づき登録を受けた旅行者
2. **貸切バス**：道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者の運行するバス
3. **団体旅行**：概ね20名以上の旅行者が同一行程で移動する旅行
4. **市内**：那須塩原市内全域

### ■助成対象（助成対象事業）

#### 第3条

##### （1）対象者

旅行業法の規定による第1～3種、及び地域限定旅行業の登録を受けている旅行会社

##### （2）対象期間

令和8年3月1日（日）から令和8年4月30日（木）までの期間に催行する団体旅行

##### （3）対象内容

- ・助成対象となる旅行は、旅行会社が企画・販売し、貸切バスを利用して那須塩原市内に訪れる又は市内を周遊する団体旅行（「募集型企画旅行」「受注型企画旅行」「手配旅行」）とする。
- ・那須塩原市以外の発着地から、往復ともに貸切バスを利用すること。
- ・旅行の参加人数は、旅行商品の実施日ごとにバス1台につき20名以上（乗務員・添乗員を除く）であること。
- ・旅行参加者全員に所定のアンケートを回答させ提出すること。所定アンケートの印刷、配布、回収、送付まで行うものとする。
- ・国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事ではないこと。
- ・特定の政治、宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- ・旅行者及び旅行参加者が暴力団及び暴力団構成員ではないこと。

・対象期間内に下記の要件のいずれかを満たすもの

#### 【日帰り】

- ①市内の食事施設で食事又は弁当を手配し、市内の有料観光施設の見学又は特産物等の販売施設に1カ所以上立ち寄ること。
- ②市内の有料観光施設を2カ所以上見学すること。
- ③市内の有料観光施設を1カ所以上見学し、市内の特産物等の販売施設に1カ所以上立ち寄ること。

#### 【宿泊】

- ①市内に宿泊し、市内の食事施設で食事又は弁当を手配し、市内の有料観光施設の見学又は特産物等の販売施設に1カ所以上立ち寄ること。
- ②市内に宿泊し、市内の有料観光施設を2カ所以上見学すること。
- ③市内に宿泊し市内の有料観光施設を1カ所以上見学し、市内の特産物等の販売施設に1カ所以上立ち寄ること。

#### 【パンフレット等への記載事項】

募集に際してパンフレット・ホームページ等に那須塩原市観光局の貸切バスによる団体旅行促進事業助成金を活用した旅行商品である旨を明記すること。手配旅行に関しては顧客に告知すること。

(掲載例)

那須塩原市観光局の「貸切バスによる団体旅行促進事業助成金」による割引が反映されています。

「一般社団法人那須塩原市観光局」からバス1台〇〇〇円の助成を受け実現！

当ツアーは那須塩原市観光局「貸切バス団体旅行促進事業」より助成をいただき実現しました

### ■助成額

#### 第4条

助成額は、原則以下のとおりとする。ただし、予算に到達次第終了するものとする。

- (1) 日帰り バス1台(20名以上)につき60,000円
- (2) 宿泊 バス1台(20名以上)につき100,000円

### ■助成金の申請

#### 第5条

助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という)は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 助成申請しようとする旅行商品の行程表(様式任意)
- (3) ツアーの出発日及び日別設定台数(設定日及び設定台数一覧、様式任意)

### ■交付の決定

#### 第6条

観光局は、申請書類受付後、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

## ■変更の報告

### 第7条

申請者は、助成申請額が変更となる場合は速やかに観光局へ報告すること。

## ■実績報告

### 第8条

申請者は、旅行の最終催行日から14日以内又は令和8年4月30日のいずれか早い期日までに、以下の書類を観光局へ提出すること。

- (1) 助成金実績報告書兼請求書（様式第3号）
- (2) ツアーの行程がわかるパンフレット、最終行程表等
- (3) 市内宿泊施設の宿泊証明書（様式第4号-1）、市内観光施設等の立寄証明書（様式第4号-2）又は領収書の写し等（参加人数、宿泊・立寄日が確認できる書類）。ただし申請者以外が発行したもの、又は申請者以外の承認印があるものに限る。
- (4) 回収したお客様アンケート

## ■助成額の確定・支払い

### 第9条

観光局は、実績報告の内容を審査し適当と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定の上、額の確定通知書（様式第5号）により申請者あてに通知するとともに、速やかに請求書に記載の銀行口座に助成金を入金するものとする。この場合、振込手数料については、観光局が別に負担する。

## ■その他

### 第10条

観光局は、助成金の交付決定後に、申請者による申請内容等に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の交付を受けた申請者は、その全部又は一部を速やかに返還するものとする。

## ■事業の終了

### 第11条

助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。ただし、交付の決定を受けた申請者が、申請内容の取消または中止をした場合はこの限りではない。

## ■その他

第12条 この要綱に定めのない事項については、観光局が別に定めることとする。

## ■問い合わせ 一般社団法人 那須塩原市観光局

令和7年度 那須塩原市観光局「貸切バスによる団体旅行促進事業助成金係」 担当：猪瀬

TEL0287-46-5326 FAX0287-46-5328 E-mail [nkankoukyoku@nasuinfo.or.jp](mailto:nkankoukyoku@nasuinfo.or.jp)